

農業用ため池を所有・管理している皆様へ

農業用ため池の届出制度が始まりました

平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。このため、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。(令和元年7月1日施行)

- 法律の概要**
- 所有者等による都道府県への届出を義務付け
 - 所有者等によるデータベースの整備、公表
 - 所有者等による適正管理の努力義務
 - 適正な管理が行われていない場合の都道府県の勧告
 - 都道府県等による立入調査

農業用ため池の所有者や管理者の方は、施設に関する情報を都道府県に届け出ることが必要となります。



届出に関するQ&A

Q1:届出の対象となる農業用ため池とは?

A1:農業用に利用される全てのため池。現在利用されていない施設でも、過去に利用され、今でも利用可能な状態にある場合には、届出が必要です。但し、国や地方公共団体が所有するものは除きます。

Q2:届出をすべき人は?

A2:農業用ため池の敷地である土地の所有者。但し、法律施行日前に設置された施設では、所有者または管理者のいずれかです。

Q3:水利組合については、代表者が持ち回りのため毎年変更になる場合があるが、その都度変更を行う必要があるか?

A3:届出書に水利組合の代表者を記載している場合には、代表者の変更の都度届出が必要となります。なお、代表者以外の構成員の変更については届出不要です。

【お問い合わせ】

農林土木課 農林土木グループ(有線:20-4290 電話:52-2673)
島根県 雲南県土整備事務所 ほ場・防災課 (電話:42-9542)

マイナンバーカードを作ってみませんか?

無料で作れます

平成28年1月から交付が始まったマイナンバーカードは、プラスチック製で写真付きの本人確認にも使用できるカードです。

1. 公的な身分証明書として

運転免許証を返納しても、身分証明はこれでOK!
令和元年11月5日から旧姓(旧氏)も併記できます。
(別途役場での手続きが必要です)

2. マイナンバーの提示が一枚で!

年金や税などの手続きでマイナンバーを求められても、これ1枚でOK!

3. 行政手続きや民間サービスの電子申請に

確定申告などがインターネットからできるように。
民間サービスでも今後利用拡大予定!

4. マイナンバーカードは持ち歩いても大丈夫

マイナンバーカードの記録部分(ICチップ)には、税や年金などの大事な個人情報が入っていません。マイナンバーカードは顔写真付きなので、他人がなりすまして使うことはできません。

万一、なくしたり盗まれたりしたときは、24時間365日、コールセンターでカードの利用をストップできます。(マイナンバー総合フリーダイヤル0120-95-0178)

お問い合わせ

町民課戸籍グループ
有線 31-5103
電話 54-2510

まだお持ちでない方は、この機会にぜひご検討ください。
申請からカードの受け取りまでが約1か月程度ですので、
申請を希望される方はお早めにお手続きください。



マイナンバー



出雲線結び空港

出雲-神戸線 就航!



株式会社フジドリームエアラインズ(FDA)による「出雲-神戸線」が新規就航します。お得な割引運賃が多数設定されていて、さらに片道約55分での移動が可能となるため、ぐっと距離が縮まります。ご旅行、お仕事などでお出かけの際は、ぜひご利用ください。

ダイヤ

<10月27日~12月19日発着分>

<12月20日~3月28日発着分>

出雲発	神戸着	神戸発	出雲着	出雲発	神戸着	神戸発	出雲着
8:35	9:25	7:10	8:05	15:55	16:45	14:30	15:25
14:45	15:35	14:10	15:05				

運賃(一例です)(片道運賃(10/27~3/28ご搭乗分))

(単位:円)

大人普通	バーステ-割	みんなでシニア割	U22ハッピ-割	45割	ひよいとe割	ドリーム割	フレックストリーム
21,500~22,800	9,000	11,000	11,000	6,500~7,500	8,500~14,500	14,000~20,500	20,500~21,800

※表記運賃のほかに燃油特別付加運賃が掛かります。

●ダイヤ、運賃および航空券の予約・購入は各社のホームページをご覧になるか、コールセンターへお問い合わせください。 FDA ホームページ <http://www.fujidream.co.jp>
コールセンター 電話 0570-55-0489 (有料・ご利用時間7:00~20:00)



奥出雲町では、JR木次線の利用促進と沿線の活性化を目的として、木次線沿線自治体・商工会・観光協会などで組織する「木次線利活用推進協議会」を立ち上げ、利用促進イベントや企画列車、情報発信、運賃助成などを行っています。

●お問い合わせ 木次線利活用推進協議会事務局(地域づくり推進課内)

有線 31-5262 電話 54-2524 ホームページ <http://kisuki-line.jp/>

~住宅の耐震化を支援します!~

木造住宅耐震対策助成制度のご案内

○制度について

木造住宅の地震等による倒壊を防止し、その安全性の向上を図るために、『耐震診断』や『耐震改修』などを行う民間住宅の所有者に対して、その事業に要する費用の一部を補助する制度を設けています。

○制度の対象となる家(①~③のいずれにも該当すること)

- ① 奥出雲町内にある木造住宅で階数が2階以下のもの。
- ② 昭和56年5月31日以前に建築又は着工されたもの。
- ③ 耐震診断の結果、上部構造評点が「倒壊する可能性がある」レベルである1.0未満と判定されたもの(耐震診断事業の場合は除く)。

○制度の内容

1. 耐震診断事業 現地調査や構造計算によって、建物に耐震性があるかを建築士に診断してもらう。
2. 補強計画策定事業 耐震診断の結果、耐震性なしと判断された場合に、補強方法を設計してもらう。
3. 耐震改修事業 策定された補強計画に基づき、耐震改修工事を行う。
4. 解体助成事業 耐震診断の結果、耐震性なしと判断された場合に、建物全部を解体する。

対象事業	補助対象経費	補助率	1棟当たりの補助限度額
耐震診断事業	耐震診断に要する経費	3分の2	6万円
補強計画策定事業	補強計画策定に要する経費	3分の2	40万円
耐震改修事業	耐震改修に要する経費	100分の23	80万円
解体助成事業	住宅の全てを除去するための経費	100分の23	40万円

【お問い合わせ】 地域づくり推進課 有線 31-2524 電話 54-2524